コインチェック流出NEM収受事件の控訴審判決の問題点

内容

[1. どういう裁判なのか 2](#_Toc108442471)

[2. 事案の詳細 2](#_Toc108442472)

[3. NEMの仕組み 3](#_Toc108442473)

[a. 一般的な解説 3](#_Toc108442474)

[b. 控訴審の判示 4](#_Toc108442475)

[c. 第一審の判示 5](#_Toc108442476)

[4. 本裁判の前提 6](#_Toc108442477)

[a. 組織的犯罪処罰法 6](#_Toc108442478)

[b. 事実関係の主張 6](#_Toc108442479)

[5. 控訴審のNEMに関する誤解 7](#_Toc108442480)

[a. トランザクションと取引の混同 7](#_Toc108442481)

[b. NIS ノード間の情報共有の手順についての誤り 7](#_Toc108442482)

[c. コインチェック社サーバに情報を入力したという理解の誤り 7](#_Toc108442483)

[d. NEMのブロックチェーンに権利が記録されているわけではない 8](#_Toc108442484)

[6. 虚偽性の論点 8](#_Toc108442485)

[a. 控訴審の判示 8](#_Toc108442486)

[b. 控訴審の誤り 9](#_Toc108442487)

[i. 第一審判決の理由不備の看過 9](#_Toc108442488)

[ii. 控訴審は誤ったNEMの理解で虚偽性を判断している 10](#_Toc108442489)

[iii. 控訴審は電子計算機使用詐欺の「虚偽の情報」の解釈を誤っている 11](#_Toc108442490)

[7. 知情性の論点 11](#_Toc108442491)

[a. 故意について 11](#_Toc108442492)

[b. 控訴審の判示 12](#_Toc108442493)

[c. 判決文の読解 14](#_Toc108442494)

[d. 控訴審の誤り 15](#_Toc108442495)

[i. 判示ア：第一審の審理不尽を見過ごしたうえ、論理が破綻している（理由齟齬） 15](#_Toc108442496)

[ii. 判示ウ：経験則違反 15](#_Toc108442497)

[iii. 被告人の認識の評価ができていない（審理不尽） 16](#_Toc108442498)

[8. 判例違反 17](#_Toc108442499)

[9. 終わりに 17](#_Toc108442500)

# どういう裁判なのか

2018年1月、誰か（この裁判では氏名不詳者と表現されています）がコインチェックの利用していたNEMのアドレスから多額の暗号資産（暗号通貨）NEMを移転させたことが世間を震撼させました。その後、氏名不詳者がTor ネットワーク上のサイトで販売していたNEMを購入したことについて起訴されている裁判です。

法律的な表現をすると、氏名不詳者が電子計算機使用詐欺の罪によって得た犯罪収益Ｎ

ＥＭを収受したことにより、組織的犯罪処罰法 11 条違反の罪で起訴されている裁判です。

被告人である私は事件を通じて法律に少し詳しくなりましたが、法律家ではありません。この解説では、法律に詳しくない人でもこの控訴審判決に問題があることが分かってもらえるように、法律の議論より、控訴審の論理的な誤りや不合理さに焦点を当てて説明します。

# 事案の詳細

氏名不詳者は何らかの方法でコインチェックが利用していたNEMの秘密鍵情報を入手し、その秘密鍵が対応するアドレスから別のアドレスにNEMを移転させるトランザクションを作り、約５５０億円相当のNEMを得ました。

例えばコインチェック社が利用していたNEMのクライアントに情報を入力して残高を移転したとか、コインチェック社が利用していたデータベースの記録を変更したなどの事情はありません。

インターネット上での行為のため、氏名不詳者が誰なのか、どういった場所から情報入力を行ったかなどは明らかになっていません。

# NEMの仕組み

## 一般的な解説

NEMのアドレスを利用する者は、まず一定の長さを持つ文字列である秘密鍵を生成します。この秘密鍵を用いて、一定のアルゴリズムにより公開鍵、そしてアドレスを生成します。アドレスにはトークンの残高が紐づけられています。トークンの残高は、トランザクションに応じて増減します。

あるアドレスから他のアドレスに残高を移転するトランザクションの情報が、移転元アドレスに対応する秘密鍵により署名してNEMのネットワークに参加しているサーバー（ＮＩＳノード）に送信された場合、その情報は未承認トランザクションとしてネットワークに参加している別の NIS ノードに共有されます。情報を受け取った NIS ノードのうち、一定の要件を満たしたものはそのトランザクションを含むいくつかの未承認トランザクションをまとめてブロックを生成し、NIS ノード自身の秘密鍵によりそのブロック情報を署名してほかの NIS ノードに共有します（ハーベスト）。

トランザクションを含むブロックがこれまでのブロックの連鎖であるブロックチェーンの最後に追加され、未承認だったトランザクションは承認トランザクションになり、NEMのトークンの残高の移転が実行され、移転元アドレスのトークン残高が減少し、移転先アドレスのトークン残高が増加します。

移転元アドレスの秘密鍵で署名されていないトランザクションを含んだブロックは有効なものとみなされないので、秘密鍵を知っているものだけがそのアドレスに紐づけられたトークンを他のアドレスに移転することができます。基本的には秘密鍵を他人に知らせることは推奨されていません。自分だけがそのアドレスのトークン残高を扱えるという支配を失うことになるからです。

暗号通貨に詳しくない人のために、もう少し踏み込んで解説します。

暗号通貨の残高って現実世界の何と対応しているのだろう？という疑問が最初に出てくると思います。答えは、「何とも対応していない」です。トランザクションによりアドレスからアドレスへ残高が移転することができ、勝手に増えたり減ったりしないので、現実世界における現金のように扱うことができます。現実世界の現金が何を表しているか考えたことはありますか？金本位制の時代であれば、政府に金との交換を要求する権利を表していると考えることもできました。金本位制のない現代においては、現金はあくまで現金でしかなく、その数字が他の何かを表しているとは考えられていません。暗号通貨の残高も同じです。

## 控訴審の判示

控訴審が、NEMをどういったものと理解しているのか、控訴審の判決から引用して示します。

控訴審の判示①

原判決が適切に判示するとおり、暗号資産NEMは、その得喪、変更について、本来的にNEMのネットワーク外の記載又は記録を前提とする必要がなく、NEMアドレス間で取引が行われ、発行されたトランザクションが NIS ノードによる機械的な承認処理を経て他のトランザクションとともに一つのブロックとしてまとめられ、それがすべてのブロックと繋がることにより構成されたブロックチェーン情報として複数の NIS ノードに共有されれば、それによって権利関係が確定することになる

控訴審の判示②

NEMのシステムにおいては、あるトランザクションについて、いずれかの NIS ノードの一つがそれを受信してハーベストを行うほか、そのトランザクションをネットワークに参加している他の NIS ノードに対して送信し、これを受信した NIS ノードは､ ブロックを生成してブロックチェーンに記録することとされている。また、スーパーノードは、通常の NIS ノードとして稼働する以外に、NEMのネットワークを維持するために、すべてのブロックチェーンの情報を常時共有している。

## 第一審の判示

上記のように、控訴審判決は、控訴審における原判決（第一審判決）の判示を肯定していますから、第一審での表現も引用して示します。

暗号資産NEMは、ブロックチェーン技術に立脚した暗号資産ネットワークの一種であるNEMにおいて XEM とも呼称されて流通し、資金決済に関する法律 2 条 5 項に規定する「暗号資産」に該当するものであり、その単位として XEM が用いられていること、暗号資産NEMの取引等は、NEMアドレスと呼ばれる N で始まる 40 桁の英数字の組合せであるアドレスを介した送受信により行われるが、取引が行われると、取引日時、取引数量､送受信アドレスなどの情報トランザクションが電子データとして発行されること、発行されたトランザクションは、NEMのネットワークにおけるブロックチェーンの管理等を担うサーバである NIS ノードによる機械的な承認処理を経て、他のトランザクションとともに1 つのブロックにまとめられ、すべてのブロックが繋がることでブロックチェーンが構成されること、NEMのネットワークにおけるブロックチェーンには暗号資産NEMに関するすべての取引履歴が記録され、複数の NIS ノードが連携してブロックチェーン情報を共有することで、ブロックチェーンに組み込まれている個々の取引履歴の改ざんを困難にし、正確な取引記録の保持が図られていることなどを前提事実として認定した上で、暗号資産NEMの得喪又は変更は、NIS ノードによる承認を経て、ブロックチェーンに組み込まれた情報を各 NIS ノードが共有することによってその権利関係が確定する

# 本裁判の前提

## 組織的犯罪処罰法

この裁判で、私は組織的犯罪処罰法 11 条違反の罪に問われています。組織的犯罪処罰法 11 条というのは、ごく簡単に説明すれば、法律で決められた犯罪によって得られた収益を、そうだと知りながら受け取ってはいけないという内容です。この「法律で決められた犯罪よって得られた収益であること」を知っていることを知情性といいます。

氏名不詳者が行った行為は、電子計算機使用詐欺の罪のほかに、不正アクセス禁止法違反の罪や不正指令電磁的記録の供用の罪（コンピュータウイルス供用の罪）には該当するかもしれません。しかし、不正アクセス禁止法違反の罪や不正指令電磁的記録の供用の罪で得られた収益は、それらの罪が比較的軽い犯罪ということで、受け取ることを禁止されているわけではありませんから、氏名不詳者がこれらの罪を犯したかどうかということはこの裁判では問題になっていません。

ですから、氏名不詳者の行為が、組織的犯罪処罰法 11 条が指定している電子計算機使用詐欺の罪にあたるか、そして被告人がそれを認識していたかどうかが大きな論点として争われています。

なお、組織的犯罪処罰法は、その名前から分かるように、暴力団等の犯罪集団への資金流入防止を主な目的として作られた法律ですが、特にそういった集団と関係なくとも、特定の犯罪によって得た収益の移転を規制しています。

## 事実関係の主張

第一審において、被告人はコインチェックのNEMの流出そのものを知らなかったと弁護人は主張しました。

控訴審においては、受け取るNEMがコインチェックから流出したものであっても、それは組織的犯罪処罰法が規制する犯罪収益ではないと考えたと弁護人は主張しています。

# 控訴審のNEMに関する誤解

## トランザクションと取引の混同

控訴審の判示②では「トランザクション」と別に「取引」という用語が出ています。文脈から両者は別物として扱われていることを前提として、NEMアドレスは取引を行うような主体ではないから、「NEMアドレス間で取引」を「NEMアドレスの利用者間で取引」という意味だと理解されます。

NEMのチェーンはそのような取引を記録する目的で維持管理されているのではなく、純粋にNEMの残高とその移転をアドレスに紐づけることを目的としていますから、NEMのシステムの理解を誤っています。なお、英語である「トランザクション」を日本語に翻訳すると「取引」であり、これが二つの用語の混同の一因になっていると思われます。

## NIS ノード間の情報共有の手順についての誤り

控訴審の判示②において、「NEMのシステムにおいては、あるトランザクションについて、いずれかの NIS ノードの一つがそれを受信してハーベストを行うほか、そのトランザクションをネットワークに参加している他の NIS ノードに対して送信し、これを受信した NIS ノードは､ ブロックを生成してブロックチェーンに記録することとされている。」とされていますが、ここでも間違いを指摘できます。

まず、トランザクション受信した最初の NIS ノードがすぐにハーベストを行うのではなく、他の NIS ノードとトランザクションを共有し、それらの NIS ノードの中からハーベストを行う NIS ノードが決まります。

そして、ハーベストを行った NIS ノードがトランザクションを他のノードに送り、それを受信した NIS ノードがブロックを作成するのではなく、ハーベストを行うノードがトランザクションを含むブロックを生成し、そのブロック情報を他の NIS ノードに送ります。

なお、NEMにおいて、ハーベストとブロック生成はほとんど同じ意味です。

## コインチェック社サーバに情報を入力したという理解の誤り

後の虚偽性の論点において引用しますが、控訴審判決は「氏名不詳者が同社の電子計算機に与えた情報には経済的・資金的実体が欠けており、 これが「虚偽の情報」に当たることは明らかである。」としています。

「同社」というのはコインチェック社のことですが、NEMのシステムを構成するノードが世界中に分散されていて、その中の一つのノードに送信するという仕組みを理解していれば、「同社の電子計算機」にトランザクション情報を与えるなどという間違った表現はなされないはずです。

コインチェック社のサーバに情報が入力されたのではなくNEMのネットワークに情報が入力されたのだということは、第一審から前提として争いのないことです。この表現はNEMのトランザクション生成の手順と第一審での審理経過を控訴審が理解できていないことを如実に示しています。

## NEMのブロックチェーンに権利が記録されているわけではない

控訴審、第一審ともにトランザクションを取り込んだブロックが生成されることにより「権利関係が確定する」としていますが、先に説明したように、NEM残高はアドレス利用者の何らかの権利を示しているわけではありません。

原判決は「NEMは財産権である」という判示を行いましたが、これは「NEM残高が財産権を示している」という意味ではなく、「NEM残高は財産権により保護される」という意味です。最初にNEMのシステムと残高があり、事後的、人為的に財産権による保護がなされるのであり、NEMのブロックチェーンが財産権を記録しているというわけではありません。

# 虚偽性の論点

## 控訴審の判示

氏名不詳者がNEMネットワークに入力したトランザクション情報が、電子計算機使用詐欺における「虚偽の情報」であるか否かを、過去の最高裁の決定にもとづいて判断すべきと弁護人は控訴審において主張しました。控訴審はそれを退け、以下のように判示しました。

金融実務等における「虚偽の情報」 とは、入金等の入力処理の原因となる経済的・資金的実体を伴わないか、あるいはそれに符合しないような情報をいうと解されるところ、氏名不詳者は､コインチェック社が管理するNEMアドレスから氏名不詳者らが管理するNEMアドレスに暗号資産NEMが移転するなどという取引は何ら行われていないにもかかわらず、それがあったとする情報を入力送信したのであるから、氏名不詳者が同社の電子計算機に与えた情報には経済的・資金的実体が欠けており、 これが「虚偽の情報」に当たることは明らかである。これに対し、前記最高裁決定は、被告人が窃取したクレジットカードのカード番号などの情報を、インターネットを介してクレジットカード決済代行業者の電子計算機に入力送信しており、被告人がカード番号等を冒用して電子計算機に与えた情報を、文字通り入力送信した情報と捉えれば、クレジットカードの利用申込みという実体との間には乖離がないとも考えられる事案において、 「虚偽の情報」といえるか否かについて判断を示したものであるから、本件と事案を全く異にする。原判決が前記最高裁決定を踏まえた判断を示さなかったことに何ら問題はない。

控訴審は、入力されたトランザクション情報の虚偽性について、「金融実務等における「虚偽の情報」とは、入金等の入力処理の原因となる経済的・資金的実体を伴わないか、あるいはそれに符合しないような情報をいうと解されるところ、氏名不詳者は､コインチェック社が管理するNEMアドレスから氏名不詳者らが管理するNEMアドレスに暗号資産NEMが移転するなどという取引は何ら行われていないにもかかわらず、それがあったとする情報を入力送信したのであるから」「経済的・資金的実体が欠けており」「「虚偽の情報」に当たることは明らか」としています。

これはトランザクション情報が虚偽であることの理由を述べているのであって、「明らか」であることの理由を述べているわけではないことには一応注意が必要です。

## 控訴審の誤り

### 第一審判決の理由不備の看過

第一審判決は、控訴審判決が示した虚偽性の理由すら検討、判示をしていないのに、控訴審判決はその理由不備を問題としませんでした。

第一審において弁護人の主張する最高裁判決が踏まえていないという以前に、控訴審が判示したような虚偽性についての理由すら述べられていないという審理不尽の違法があったにもかかわらず、控訴審判決はこの点を看過しており、上級審としての役割を果たしていません。

刑事裁判の判決で、なぜこの結論になるのかということが書いていないと、被告人は自分の何が問題だったのか分からないし、裁判官がどういう判断をしたのか分からず、結論が正しいのか間違っているのか検討することもできないですよね。ですから判決を示すにあたっては必ず理由を述べなければならないことになっています。

### 控訴審は誤ったNEMの理解で虚偽性を判断している

控訴審が示した虚偽性判断の枠組みにも問題があります。

まず、NEMの移転の指示を示す情報は，実世界の取引等があったという意味ではない（単に移転を指示しているだけで，実世界での取引の有無を意味するものではない）ので，「それがあったとする情報」というのは，誤りです。NEMの仕組みを裁判所が理解できていないことがここでも明確になっています。NEMの仕組みの理解が誤っているのに、正しく判断ができるはずがありません。

そもそも暗号通貨には「code is law」という思想があります。仕様や設計に従うことがシステムの決して外してはいけない前提であって、ネットワークやブロックチェーンが正しく動いているなら、ハッキングを受けただとか、外部の事情をもとにトランザクションや残高といったブロックチェーン情報を否定してはいけないというものです。NEM財団がNEMの移転取引を取り消せないと言ったのも、これが根底にあります。

氏名不詳者がNEMの移転トランザクション情報を入力したというのは、NEMのシステムの通常の利用法であり、移転元アドレスに対応する秘密鍵によって署名された残高移転トランザクションは正当であって、そのトランザクションを生成した者が従来その秘密鍵を利用していたコインチェックと別の者であったとしても、誰がそのトランザクションを入力したかを一切NEMのシステムは問題としていないし、してはいけないことになっているから、トランザクション情報は「虚偽の情報」ではないということを弁護人は控訴審において主張しています。

仮にNEMのトランザクションの正当性の確認をコンピュータではなく、人が行っていたとして、確認を行う人がトランザクション入力者の様子を不審に思ったとします。それでも、秘密鍵による署名が適正になされているなら、トランザクションを正当なものとして処理しなければならないというのがNEMを含む暗号通貨のシステム設計の思想です。仮に、利用者の外見の怪しさなどを理由に、適正な署名のなされているトランザクションを正当なものとして扱わない人は、システムからは不正な処理を行っていると判断されるはずです。

刑法における電子計算機使用詐欺の罪は、電子取引が一般化する世の中において、詐欺罪の類型として作られたものです。詐欺罪が人を騙すことを要件としているのに対応して、電子計算機使用詐欺の罪は電子計算機（コンピュータ）に虚偽の情報を入力することを要件としています。コンピュータのトランザクション確認の仕事を人が行ったとしても、氏名不詳者のトランザクションの入力はその人を騙したことにはならないのですから、そのトランザクション情報を「虚偽の情報」として取り扱うのは正しくありません。

### 控訴審は電子計算機使用詐欺の「虚偽の情報」の解釈を誤っている

そして、NEMの理解の誤り以前に、控訴審判決の言う、「金融実務等」の筆頭である銀行預金システムにおいてすら、実体のない取引だからといって電子計算機使用詐欺の「虚偽の情報」としては扱われていません。

例えば、市町村の役場職員が、市町村から住民に給付金を支給するにあたり、ある住民の銀行口座に予定よりも大きな金額で市町村の口座からインターネットバンキングで振り込みを行ってしまったとします。この振り込みには原因となる経済的・資金的実体がありませんが、振り込み入力指示と残高記録そのものは有効であって、正しくない振り込みの情報は「虚偽の情報」にはあたらないとされてきました（意図的に行ったなら、職員の行為は背任の罪に該当する可能性があります）。

そもそも、「金融」とは金銭の貸借のことで、「金融実務等」とは金銭の貸借の権利義務、つまり債権債務を処理することだと理解されますが、先に解説した通り、NEMは現金類似のシステムであり、債権債務や貸借を処理するための仕組みではありませんから、「金融実務等」の延長でNEMのシステムにおける虚偽性を判断することはできません。

# 知情性の論点

## 故意について

控訴審においては、NEMがコインチェックから流出したものだとしても、それを受け取ることは犯罪ではないと被告人は認識したと弁護人は主張しています。これを前提とすれば、控訴審が氏名不詳者の行為において電子計算機使用詐欺が成立すると判断したとしても、被告人において故意（犯罪を犯す意思）がなく、無罪となります。

第一審は、受け取るNEMがコインチェックから流出したものだと被告人が知らなかったという弁護人の主張を退けましたが、控訴審においてはこの理由の認定にも問題があると指摘しました。ここでは、知情性の議論の中でも、控訴審の大きな間違いである被告人の故意の認定につき説明します。

なお、聞きなれない用語ですが「所論」とは、ここでは弁護人の主張のことです。

## 控訴審の判示

1. 所論は、前提犯罪の知惰性が認められるためには、組織犯罪処罰法の別表に規定されている犯罪のいずれかに該当することの認識が必要と解されるところ、原判決は、被告人士井がダークウェブ交換所において交換される暗号資産NEMがコインチェック社から流出したものであるとの可能性を認識していたと説示するのみであって、前提犯罪の該当性に関する認識を有していたか否かについて推論すら加えていないなどと主張する。

しかし、NEMのシステムの仕組みを前提にすると、被告人●●がダークウェブ交換所において交換される暗号資産NEMはコインチェック社から流出した暗号資産NEMの可能性があると認識していれば、その原因の一つとして、氏名不詳者が何らかの方法によって入手した秘密鍵を利用して同社から暗号資産NEMを流出させた可能性を想起するのが当然であり、被告人●●がこれとは異なる認識を有していたことをうかがわせるような事情や証拠は見当たらないのであって、原判決の認定に不足はない。

1. 所論は、原判決は 、被告人●●が匿名ネットワークである「Tor」上に開設されたダークウェブ交換所において、正規の暗号資産交換所における交換レートよりも 10 ないし 18%程度低い交換レートで暗号資産NEMを収受していたという事実から知惰性を推認しているが、「Tor」ネットワークは必ずしも全てが犯罪の温床となっているわけではないし、暗号資産交換所以外の相対取引では契約が無効、取消しとなるリスクが高く、その分売価が下がることもあり得るから､その事実から知惰性を椎認することはできず、原判決は、経験則の適用を誤っている、などと主張する。しかし、ダークウェブ交換所のサイトは、暗号資産NEMを暗号資産ビットコイン等と一定のレートで交換する旨を表示するのみであって、正規の暗号資産交換所であれば提供しているはずのNEM価格の推移を示すチャートなどといった情報は表示しておらず、正当な交換所としての外観を有していなかったということができるから、そのような交換所で提供される暗号資産NEMは、犯罪行為などの非合法的手段によって入手されて流通に乗せられたものではないかとの疑いを抱くのが当然である。また、相対取引の場合に一定程度安価な価格で販売されることもあり得るが、それによってその疑いが払しょくされるわけでもない。そして、原判決は、所論が指摘する事実のみから被告人●●の知情性を推認しているわけではなく、それに加えて、コインチェック社から大量の暗号資産NEMが不正に流出したことが、その翌日から直ちに主要新聞社の全国紙においてその詳細とともに大々的に報道されており、被告人●●もそのような情報を知っていたという事実も併せて、知情性を推認しているのである。所論は、原判決を正解せず、独自の論理を展開するにすぎない。
2. 所論は、暗号資産NEMの移転に当たっては、NEMアドレスの秘密鍵を所持しているかとの点だけが問われ、移転に関わる者が権限を有しているかは問題とされないのであるから、被告人●●は自らが取得した暗号資産NEMがコインチェック社から流出したものか否かを技術的に確かめようがなく、流出した暗号資産NEMかどうかは認識できないと考えていた、また、そのようなNEMのシステムを前提にすれば、どのようなトランザクションも秘密鍵の行使権限を偽ることにはならないから、被告人●●は電子計算機使用詐欺には当たらないという積極的認識を有していた、などと主張する。しかし、前記アのとおり、組織犯罪処罰法 11 条の知情性としては、 自らが入手しようとしている暗号資産NEMがコインチェック社から流出した暗号資産NEMの可能性があると認識していれば足り、流出した暗号資産NEMであることの技術的な確認まで求められるものではない。また、前記第 2 の 2(2)イのとおり、本件において、電子計算機に入力送信された情報は、暗号資産NEMを移動するなどの取引が何ら行われていないにもかかわらず、それがあったとするものであるから、虚偽であることは明らかであり、前記イでみたところに照らせば、被告人●●が、流出した暗号資産NEMであるとの認識を持てなかったとは到底考え難い。

## 判決文の読解

判決文のこの部分は長く、ア～ウに分けて書かれているので、どういう論理構造なのか詳しくみていきましょう。 短く簡単にまとめました。

ア：弁護人による「前提犯罪の該当性に関する認識を有していたか否かについて推論すら加えていない」という内容の第一審判決の問題点の指摘に対し、「受け取るNEMがコインチェック社からの流出NEMである可能性を認識していれば、氏名不詳者が秘密鍵を利用してNEMを流出させたことを想起することが被告人において当然である。そして被告人のこの認識を否定するような事情や証拠はない。」といったことを言っています。

イ：コインチェックからのNEMの流出の事実を被告人が知っていたという認定をしています。

ウ：「どのようなトランザクションも秘密鍵の行使権限を偽ることにはならないから、氏名不詳者の行為があったとしても、電子計算機使用詐欺には当たらないという積極的認識を有していた」という内容の弁護人の主張に対し、「前記アのとおり、知情性としては、自らが入手しようとしているNEMがコインチェック社から流出したものの可能性があると認識していれば足り、流出したNEMであることの技術的な確認まで求められるものではない。また、前記第 2 の 2(2)イのとおり、本件において電子計算機に入力送信された情報は、虚偽であることは明らかであり、前記イでみたところに照らせば、被告人●●が、流出したNEMであるとの認識を持てなかったとは到底考え難い。」という内容で退けています。

## 控訴審の誤り

### 判示ア：第一審の審理不尽を見過ごしたうえ、論理が破綻している（理由齟齬）

上記引用中のアにおいて、「前提犯罪の該当性に関する認識を有していたか否かについて推論すら加えていない」と弁護人が主張している第一審判決について、「認定に不足はない」としています。

そもそも第一審判決は、被告人の認識について認定も評価もしていません。認定そのものがないのです。にもかかわらず、被告人の認識の議論において「原判決の認定に不足はない」と控訴審が判示したのは、明白に噛み合っていません。このような誤りを理由齟齬といいます。

また、判決文は氏名不詳者が秘密鍵を利用してNEMを流出させた事実につき被告人の認識を認定していますが、これは当該行為が電子計算機使用詐欺にあたるかの被告人の認識とは異なりますから、収受するNEMが犯罪収益であるという認識を被告人が有していたかどうかが第一審において審理されてないという弁護人の主張を全く否定できていません。

### 判示ウ：経験則違反

前記引用ウ文中の第 2 の 2(2)イというのは、先に引用した虚偽性についての判示です。先に書いたように、そこでは「虚偽である」ことの理由の控訴審の判断を示しているのであって、「明らかである」ことの理由を言っているわけではなく、第 2 の 2(2)イでも、前記ウでも「明らかである」と言っているのは単に「虚偽である」と言っているのと同義であることに注意しましょう。

「NEMを移転したトランザクションが虚偽の情報である（から、氏名不詳者の行為で電子計算機使用詐欺が成立する）」ということと、「被告人が流出の事実を知っていた」という２つの前提から、「被告人が「収受するNEMは犯罪収益である」という認識を持っていた」という事実は推論できません。控訴審はNEMの仕組みの理解を誤っているし、仮にその誤った理解が正しいものだと前提しても、被告人がNEMの仕組みについて同様の認識を持っているとは考えられないからです。こういった推論の誤りを経験則の違反といいます。

そもそも弁護人は第一審や控訴審の認定しているNEMの仕組みと被告人のNEMの仕組みの認識が別物であるという前提で主張をしているのに、これを踏まえず控訴審と被告人のNEMの仕組みの理解が同様であるという誤った前提を用いてこの推論を行ったのは議論としての体を成していません。

なお、「流出した暗号資産NEMであることの技術的な確認まで求められるものではない。」との論は、主張されている被告人の認識の補助的な部分に対して述べられたものであって、この論では理由として弁護人の主張を否定するには十分ではありません。

### 被告人の認識の評価ができていない（審理不尽）

「故意について」で書いたような被告人の認識の主張はコインチェックの流出そのものを知らなかったという主張と相容れませんから、コインチェックの流出自体を知らなかったと主張していた第一審においてはそういった被告人の認識を主張することができず、被告人としてもそのような認識を語ることはできませんでした。

控訴審においては、コインチェックの流出を知らなかったという主張はせずに、流出を知っていたかどうかという点において原審の知情性の認定に問題があるという主張にとどめています。コインチェックの流出そのものを知っていたことを前提とし、受け取るNEMが犯罪収益ではないと考えたという当時の認識を述べる機会は控訴審における被告人質問しかなかったにもかかわらず、控訴審は被告人質問の請求を却下し、被告人の当事の認識を明らかにする機会を与えませんでした。

判決は「NEMのシステムの仕組みを前提にすると、被告人●●がダークウェブ交換所において交換される暗号資産NEMはコインチェック社から流出した暗号資産NEMの可能性があると認識していれば、その原因の一つとして、氏名不詳者が何らかの方法によって入手した秘密鍵を利用して同社から暗号資産NEMを流出させた可能性を想起するのが当然であり、被告人●●がこれとは異なる認識を有していたことをうかがわせるような事情や証拠は見当たらないのであって、原判決の認定に不足はない。」としています。

まず、「NEMのシステムの仕組みを前提にすると」「前記アのとおり、組織犯罪処罰法 11 条の知情性としては、 自らが入手しようとしている暗号資産NEMがコインチェック社から流出した暗号資産NEMの可能性があると認識していれば足り」とありますが、既に述べてきたように控訴審のNEMのシステムの仕組みの理解は間違いだらけであって、NEMを実際に取り扱っていた被告人の理解とは全く異なっています。

控訴審と被告人のNEMの仕組みの理解が相違している可能性があったのに、控訴審は被告人が自身のNEMについての理解を述べる唯一の機会である被告人質問の取り調べ請求を却下し、控訴審と被告人が同様のNEMの仕組みの理解をしているとの前提において知情性を認定しました。この点において、取り調べるべき証拠を取り調べなかったという審理不尽の違法、理由齟齬の違法があるといえます。

# 判例違反

先に書いたように、虚偽性の判断は過去の最高裁決定によるべきだと弁護人は主張しました。第一審も控訴審も、電子計算機使用詐欺における過去の判例があったにもかかわらず、それを踏まえずに判断したことは問題です。過去の判例に従った判決が出されないのであれば、民衆は自身の行動について何が合法、違法とされるかを判断することができず、いつ刑罰を課されるかわからないという不安を抱いた生活を強制されることになります。判例違反は、刑事訴訟法における、最高裁への適法な上告理由となります。

これは法律の専門的な話になるので私が本稿で解説することは避けます。

# 終わりに

私が行った、NEMを受け取ったということが、暗号通貨技術の正確な理解と適正な法的判断により有罪とされるのであれば、これは私が好きでやったことですから素直に受け入れることができます。

私は、流出事件のあった当時、一度チェーンに記録されたことが絶対であるというブロックチェーンの理念に反して流出NEM残高を受け取らないように呼びかけられていることはおかしいと考えていました。また、法律を検討すれば、NEMを受け取ることが違法にもならないと判断したので、氏名不詳者と取引することにしたのです。

本稿で見たとおり、控訴審判決は、誤ったNEMの理解をはじめ、審理不尽、経験則違反、理由齟齬、虚偽の情報の理解の誤り、判例違反と多数の問題があり、そのうちの多くが皆さんに理解いただけるものだったと思います。

なぜ控訴審がこのような多数の問題を抱えた判決を出してしまったのか？この判決を出した控訴審は本当に自身の判決に問題がないと思っているのか？分かっていながら有罪にするために無理やり議論を捻じ曲げたのか？被告人としてはいろいろな憶測をしてしまいます。この論考は控訴審判決の問題を指摘、解説することが目的ですから、判決の背景の事情をここで過度に追究することは避けます。

なお、私がNEMを受け取ったことで稼いだ利益は、Binance や BitMEX の高レバレッジ取引の損失でほぼ全部を失いました。損失を取り返そうという避けがたい欲求は更に損失を拡大させ、最後には何も残りませんでした。